

富津市教育大綱（素案）

令和6年〇月

富 津 市

富津市教育大綱

1 教育大綱について

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、地方公共団体の長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

本市では、平成28年12月に「富津市教育施策に係る大綱」を定め、その後教育環境の変化を踏まえ、令和2年12月に改訂しました。

今後、社会情勢の変化や多様な教育課題に対応するため、大綱を改定する必要が生じた場合、見直しを行います。

2 教育大綱の基本理念

富津市及び富津市教育委員会は、「人と人との温かくつながり、生涯にわたり学び、健康で活躍できるまち」を目指し、それぞれの施策を推進します。

3 基本施策

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の充実

4 富津市の教育振興基本計画

富津市教育施策は、富津市及び富津市教育委員会が共に目指す教育振興のための施策の方向性を示すものであり、教育基本法で地方公共団体に策定に努めるよう定めている「教育振興基本計画」となるものです。

5 富津市の教育大綱と教育施策

富津市教育委員会は、今後も市長部局との相互の信頼と連携の関係を大切にしながら、教育大綱の基本理念に基づき教育施策に沿って、本市の教育、学術及び文化の更なる振興に向け、努めてまいります。